

平成 2 3 年度

食料・農業・農村政策審議会農業共済部会
(第 1 回)

農林水産省経営局 保険課・保険監理官

食料・農業・農村政策審議会農業共済部会

平成23年11月24日（木）

14:00～16:35

農林水産省第2特別会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 農林水産省経営局参事官あいさつ
- 3 部会長の互選
- 4 農業災害補償制度の概要
 - ① 農作物共済及び園芸施設共済の制度の仕組み
 - ② 農業災害補償制度を取り巻く最近の情勢
 - ③ 平成23年における農作物等の被害状況等について
- 5 議事
 - ① 農作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方について
 - ② 園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方について
- 6 閉会

○木村保険数理室長

それでは定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会の農業共済部会を開催いたします。

私、本部会の事務局を担当しております経営局保険課の保険数理室長木村でございます。

はじめに御報告でございますけれども、この食料・農業・農村政策審議会の委員につきましては、今年の7月5日に任期満了による改選が行われております。農業共済部会に所属いただいているのは近崎委員、三森委員、三村委員、山崎委員の4名でございますけれども、4名とも再任されており、同じメンバーで、この農業共済部会を担当しているということになってございます。ということで委員の変更はございませんが、改選されているということでございますので、後ほど改めて部会長を選出していただくことが必要となっております。ただ、山崎委員がJRの事故の関係で30分程度遅れるということでございますので、ご到着されましたら部会長の選出をさせていただくということで、それまでの間、私が進行を務めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、出席委員の確認でございますけれども、本日は委員と臨時委員9名全員御出席ということでございます。したがって、食料・農業・農村政策審議会令第8条では、3分の1以上の出席ということが必要でございますけれども、全員出席ということでこれを満たしており、部会は成立しているということで、まず御報告をさせていただきたいと思えます。

つづきまして、今日の委員の御出席でございますけれども、メンバーすべて前回と同じということで改めて出席者の御紹介ということは省略させていただきます。ただ農林水産省は、担当が若干変わってございますので、農林水産省の紹介をさせていただきます。

はじめに、高橋経営局担当参事官でございます。

○高橋参事官

高橋です。どうぞよろしくお願いします。

○木村保険数理室長

石垣保険課長でございます。

○石垣保険課長

石垣でございます。

○木村保険数理室長

青木保険監理官でございます。

○青木保険監理官

青木です。よろしくお願いします。

○木村保険数理室長

担当の大塚保険課課長補佐でございます。

○大塚保険課長補佐

大塚でございます。よろしくお願いします。

○木村保険数理室長

同じく担当の白江保険課課長補佐でございます。

○白江保険課長補佐

白江です。よろしくお願いします。

○木村保険数理室長

続きまして議事の運営でございますけれども、食料・農業・農村政策審議会の議事規則第3条第2項の規定によりまして、審議会は公開が原則となっております。そこで本部会につきましても公開としまして、傍聴を希望される方につきましては事前に申込みをいただいた方、10名程度が本日お見えになっておられます。また、資料や議事録についても、後ほど公開することになっておりますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、当方の高橋参事官から御挨拶を申し上げたいと思います。

○高橋参事官

冒頭一言御挨拶をさせていただきます。

本日は、委員の先生方には、大変御多用の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃農業共済制度の運営につきまして、大変貴重な御意見を賜りありがとうございます。

本日は、農作物共済と園芸施設共済の掛金率の算定方法について御審議をいただくという予定でございます。国庫負担と農家の掛金が連動する仕組みになっておりまして、そういう中で、農家の掛金負担を少なくする方向で今日御審議いただく案件を後ほど御説明させていただきたいと、それと合わせましてこれらの共済制度の概要なども改めて事務局から御説明させていただきたいと思っております。

本年は、申し上げるまでもなく東日本大震災をはじめ、多くの水害などもございまして非常に災害が多い年でございます。農業共済については、迅速な損害評価ですとか早期の共済金の支払いなどについて最大限努力をして参ったところでございます。

また、政策という意味ではこの農業共済制度、例えば、いわゆる戸別所得補償制度との関連などもございまして、そういった農業共済制度を取り巻く政策的な状況についても後ほど簡単に御説明をさせていただく予定にしております。

本日は、委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をいただきますようお願いを申し上げまして冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○木村保険数理室長

資料の1に、今日の会議次第がございます。

会議次第によりますと、これから部会長の互選を行う手はずになっておりましたけれども、先ほど申し上げましたように、山崎委員が遅れているということでございますので、部会長の選出は山崎委員がお見えになってから行いたいと思います。

まずは、制度の概要の説明を先に私の進行で行っていきたいと思いますけれどもよろしゅうございますでしょうか。

【委員からの意見なし】

それでは、制度の概要の説明等を先に進めさせていただきたいと思います。

それでは石垣課長から制度の概要について御説明申し上げます。

○石垣保険課長

保険課長の石垣でございます。この5月に保険課長に着任いたしました。なにとぞよろしくお願いいたします。私からは先ほど司会からお話がありましたとおり制度の仕組みと制度を取り巻く最近の情勢等につきまして資料に沿いまして御説明させていただきたいと存じます。座って失礼をいたします。

まず、制度の仕組みの説明に入る前に資料4のスケジュールの案を御覧いただけますでしょうか。こちらに、今後のスケジュールとして、あくまでも私共のこれは見込みであり案でございますが、大凡の形としてお示しさせていただいております。まず、本日は農業共済部会第一回を開催したところでございますけれども、農作物共済及び園芸施設共済の掛金率の算定方式の考え方等について諮問を行わせていただきまして、委員の皆様方にこの諮問事項に関する審議を行っていただくということでございます。

そして年が明けまして1月の中旬でございますけれども、家畜共済で適用されます薬価の算定方法等について。掛金率につきましては、それぞれ3年に一度の算定方式の考え方について諮問をさせていただいているところでございますけれども、こちらの家畜共済の薬価につきましては毎年お諮りをさせていただいております。この薬価につきましては下の囲みに書いてございますけれども医薬品についての品目の変更等々の事情がございまして、年内いっぱい、この医薬品についてのデータを集めさせていただくことになっておりますので、年が明けてから諮問をさせていただければと思っております。こちらにつきましては家畜共済小委員会を開催していただきまして、その場で御審議をいただければと思っております。この段取りでございますけれども、あくまでも私共事務局の見込みでございますので、部会長や小委員長の方と話し合って、実際には決められていくものと考えております。そうした審議を経まして1月の下旬には第2回の共済部会を開催していただきまして、再び御審議をいただき、取りまとめいただいた上で御答申をいただければと考えているところでございます。それらを経た上で、共済掛金標準率等々と薬価基準表の改定につきまして大臣告示をさせていただく。大凡こういう段取りで進めていくことを見越しておるところでございます。あくまでも案ということで御承知おきを願いたいと存じます。

それでは資料5に移りまして農作物共済と園芸施設共済の概要について非常に簡単ではございますが御説明させていただきたいと思います。

まず1ページでございますけれども、そもそもの農業災害補償制度は国の災害対策、公的保険の制度でございます。大雑把に申しますと農業共済組合などの共

済団体、これは共済組合の無いところにおきましては市町村ないしは複数の市町村による一部事務組合といったような形で共済団体があらかじめ農業者から掛金として出していただいたものを共同準備財産として蓄えておきまして、災害があったときにはこの財産から共済金を被災された農家に対して支払うというものでございます。

本日御審議いただきます農作物共済は水稻や麦を対象とするものでありまして、園芸施設共済は温室ビニールハウス等の園芸施設を対象とする共済事業でございます。

この二つ以外にも家畜、あるいは畑作物、あるいは果樹といったものが事業としてあるわけでございます。

事業の実施でございますが、基本は農業共済組合、あるいは先ほど申しました市町村が農業者から掛金を集めると。更にこの共済組合から保険という形で保険料を受けて連合会と保険の関係を結ぶ。更にこのもう一つ上に各県の連合会が国と再保険の関係を結ぶ。このような三段階の体制をとりまして、これによって危険を分散しようという仕組みでございます。言うまでもありませんが、農業は大変自然等の影響を受けやすい産業でございます。特に自然災害等は、これは本人がどれだけ努力をしてもなかなか避けがたいものでありまして、いったんその被害が起こりますと、例えば平成5年の大冷害等のように非常に広範な地域に甚大な被害をもたらすということがございます。こうした農業の性格を鑑みましてこのような形で危険を分散しているということでございます。

国は、この再保険という形で関与いたしますとともに、資料の下の注2にございますけれども、農家が払う共済掛金の約2分の1を負担しております。種類によって若干異なりますけれども米につきましては2分の1という形で負担をしている。このように掛金の負担と再保険という形で国は関与している、というところでございます。

それでは2ページでございますけれども農作物共済でございます。

共済目的と言っています。これは対象となる作物でございますが水稻、陸稲、麦ということになっております。書いてありますとおりでございますが、自然災害、あるいは火災、病虫害、鳥獣害といったようなものが対象となる事故でございます。

加入の資格でございますけれども、面積の合計が組合の定める面積以上であること、更にその区域内に住所を有するということになっておりまして、その下限は都府県であれば10アール、北海道であれば30アールとなっております。

更にその対象となる作物の種類ごとに、下に表がございましてけれども、その範囲内で都道府県知事が一定の面積基準を定めます。この定めた面積基準以上の農業者の方は、この事業に当然に加入するということになっております。荒っぽい言い方をさせていただきますと、いわば加入が義務づけられるということでございます。

3ページ目でございますが、引受方式と書いてございます。この共済への入り方ということでございますけれども、四つそこには書いてございます。一筆ごと

に損害を対象とするもの、あるいは農家ごとにその減収量あるいはその合計といったようなものを対象とする引受方式として整理がされてございます。

一筆方式は、まさに言葉のとおりでございます。耕地一筆ごとに農家が選択した一定割合、これは支払開始損害割合といい、いわゆる足切と称されておりますが、これも荒っぽく言わせていただきますと免責部分ということになるわけですが、一定のそうした支払の免責される損害割合を超えるような減収があった場合には共済金、保険金が支払われる、この金額につきましては次のページで申しますけれどもそういった形でございます。これは一筆方式ですので、一筆ごとの損害を見ていくということでございます。

次が半相殺方式と全相殺方式とあるわけですが、これはいずれも農家単位で加入するものでございます。

半相殺でありますと、その耕地ごとの減収量の合計、これが先ほども出ましたけれども足切割合、これを超えた場合には共済金が支払われる。

半相殺ですと減収した部分の合計ということでありまして、全相殺の場合でありますと全体の減収と増収の部分もプラスマイナスをいたしまして差し引いた上でその減収をみて、それによって共済金の支払いの金額等が決定されるという方式でございます。

これら以外に、もう一つ水稻と麦でそれぞれ名前は違いますが、水稻であれば品質方式、麦であれば災害収入共済方式と呼ばれておりますが、こういう方式がございまして、これらも農家単位でございまして、収量の減と、もう一つ品質の低下、つまり災害のあとで品質に低下が生じることも当然あるわけですが、これらを勘案いたしまして、生産した金額で、これは今まで申し上げてきた三つの方式は収量でありますけれども、金額に着目いたしまして、これが一定割合、つまり補償割合を下回った場合には共済金を支払うと、こういう方式がございまして。

その下に、注としまして、水稻に関しましては、病虫害について共済事故としない方式を実施が可能であるとしております。病虫害は大きな被害をもたらす訳であります、これにつきまして防虫等の適切な対策がとられている、とられる見込みがあると判断されるところにつきましては、病虫害は事故としないという方式も設けられております。

次に、共済金の支払対象となる事故発生の一定期間、これを共済責任期間と呼んでおります。そこに書いてございまして、水稻であれば本田移植期、要は田植えでございまして、あるいは最近あります直播の場合でございまして、発芽期から収穫までの期間。麦につきましては発芽期、あるいは移植期から収穫をするに至るまでの期間。ということでございまして。

東日本大震災では、東北地方の多くの耕地に津波が押し寄せてきた訳でございますけれども、麦の植わっているところにつきましては、これは共済責任期間に入っておりますので対象になったわけですが、水稻につきましては田植えがまだ行われていなかったということで、水稻の場合は責任期間に入らなかったということでございまして、この点につきまして、若干特例的な措置等に

つきましては追って、また御説明させていただきます。

4 ページでございますが共済金額でございます。そこに書いてあります、実際に事故が発生いたしましたときに共済組合から農業者に対して支払われる共済金の最高限度額が共済金額でございます。よく誤解をされやすいかもしれませんが、実際に支払われるのは共済金でございます、共済金額と呼んでいますときは最高限度額と御理解をいただきたいと思います。そこに書いてございますが、それぞれの選択に応じまして、基準収穫量、これは注2に書いてございますけれども、組合が設定いたします平年の収穫量でありますけれども、これの7割あるいは、6割、5割という形で、それぞれ足切割合に対応した形で共済金額が決まってくるということでございます。

一方、品質方式、災害収入共済方式、これは先ほど申しましたが、生産金額で、金額でみておるものでございまして、組合等が最低割合というのを定めます。これは4割から6割の間でございまして、これと農家が補償割合9割、8割ないしは7割と選択をすることができることになっておりまして、この範囲内において農家が幾らでということで申し出た金額ということになっております。この基準生産金額も平年の生産金額ということで農家ごとに設定されることになっております。

実際に支払われます共済掛金でありますけれども、これは今の共済金額に、今日の審議の対象にもなっております掛金率を掛けたものが農家の支払う共済掛金となっております。この掛金率は、本日御審議いただきまして、答申いただいた上で農林水産大臣が組合等ごとに掛金率を定めることになっておりますが、これの下回らない範囲の中で組合等が定めることになっております。注2といたしまして、先ほど国庫負担ということで触れましたけれども、水稻、陸稻につきましては半分つまり50パーセントを負担することになっております。麦につきましては3パーセントまでの部分は50パーセント、3%を超える部分については国が55パーセントを国庫負担をするということになっております。

次のページでございますが、実際の共済金の支払いでございます。これは一筆、半相殺、全相殺、それぞれ収量、量でみておる方式の場合は、いずれも一緒でございますけれども、例えば、この図に書いてありますように、支払開始損害割合である足切割合が3割でございますと、3割までは支払の対象にはならない。実際の当該年産の収穫量と、この足切割合を除いた部分の差、この網掛けの部分が共済金として支払われることになります。

この足切部分につきましては、その下に、基準収穫量の3割として、下に農業者が損害防止を怠ることのないよう一部補てんしない部分を設けていると書かれてある訳でございます。

一方、金額でみております品質方式、あるいは災害収入共済方式の場合でございますと、そこに書いてございますけれども、生産金額が最高補償額、これは農家が選択した補償割合を乗じた金額、9割、8割、7割の中で、農家が選択する部分でありますけれども、これを下回ったときに、次の式で算出をしております。下に具体的な例として書いてあるわけでありまして、こちらはいわゆる足

切部分1割ということで、最高補償額が9割を選択した場合ということになるわけであり、このような形で計算がされるということになっております。

以上が農作物共済制度でございますけれども、その後ろ、8ページに実績が書いてございます。

いずれも平成22年度の加入状況と共済金の支払状況ということになっております。やはり水稻の規模が、一際大きいということでございます。

そして22年産につきましての支払状況ということでございます。共済金、支払われた金額でございますね。その中で、政府が負担した再保険金がこのような額になっているということでもあります。

最後に、この金額被害率と出てまいりますけれども、これは共済金額、先ほど申しました最高補償限度額、最高限度額でございますね、これのトータルに対して、実際に支払われた共済金の割合ということでございまして、平成22年はトータルでみますと、米に関しましては、非常に災害が少なかったと。0.4パーセントということで、災害としてはきわめて少なかったと言えるのではないかと思います。

以下、積立金と無事戻しの状況について記載されておりますが、こちらにつきましては、後ほどまた諮問と関連してくる部分でございますので、その際にも御説明したいと思っております。

あとは、園芸施設共済につきまして9ページでございますけれども、こちらにつきましても説明をさせていただきます。

今申しました農作物共済は、いわゆる収穫共済と呼ばれておりまして、自然災害で収穫物がダメージを受けた場合に、そのダメージに対して補償をするというものです。こちらの園芸施設の方は、その施設そのもの、いわゆる資産としての施設に対する何らかの自然災害等による損害が発生した場合での補償ということでございます。その目的としては、当然ながら中心は特定園芸施設、温室その他の施設ということになっておりますが、更にこれに加えまして附帯施設として暖房施設でありますとか、灌水施設、水を供給する、水をパイプ等で供給するポンプ等含めまして施設等でございますね。更に施設の中で実際に植わっている農作物というものがこの対象になります。当然ながらこの附帯施設や施設内農作物、こちらにつきまして、こちらだけで入ることはできないことになっております。必ず特定園芸施設と併せてということでございます。

その事故であります、風水害、ひょう害等々の自然災害に加えまして、火災、破裂、爆発、あるいは航空機そのもの、飛行機そのもの、あるいは飛行機の破片、そういった空からの人工物の落下、あるいは自動車などの車両が衝突した、あるいは接触したといったようなことでハウスが壊れたというようなものも含まれます。この他にも病虫害、鳥獣害も含まれております。

加入資格でございますけれども、2アールから5アールの範囲内で組合が面積基準を定めますので、これらに該当するような施設を所有管理する農業者ということになっております。加入の申し込みにあたりましては、施設の全てについて行っていただく、この施設だけは入りたいとかですね、これは非常にお金がかか

っているのでこれだけ入ろうとかですね、そういったことは認められないということになっております。

その引受けの仕組みであります、これは施設一棟ごとに行っていくことになっております。こちら先ほど病虫害事故除外、水稻でありましたけれども、こちら一定年数以上の経験を持っているといったような基準を満たしている農家につきましては、これが適用されると、この場合には掛金が割り引かれることになっております。

さらに、次のページにもありますけれども、施設撤去費用についての損害額を組合が定めている場合には、この部分も補償の対象とすることができることになっております。

責任期間でございます。先ほど水稻等では田植えから収穫までと申しておりますけれども、こちらにつきましては支払いを受けた日の翌日から1年間ということで、随時の引受けが可能となっております。

共済金額でございますけれども、これが先ほどの金額ということでございますので、考え方としては、先ほど水稻の品質方式等のところで説明したものとよく似ておりますけれども、共済価額の4から6割の範囲から共済価額の8割を超えない範囲内で共済金額を農家が申し出るということになっております。

ここで共済価額という言葉が出てまいりましたけれども、これは先ほど申しましたように施設、資産としての施設の評価額のことを表しているわけでございまして、組合がこれを設定することになっております。

掛金につきましては共済金額に掛金率を乗じたものでありまして、50パーセントの国庫負担がされております。ただし、国庫負担を行う共済掛金の算出のときには、共済金額は8千万円を上限とさせていただいているところでございます。

共済金の支払いでございますけれども、これは損害額が共済価額の1割を超える場合、または3万円を超える場合、そのいずれかによりまして、下の式で算出されるような共済金が支払われるということでございます。この場合は、損害額に共済価額のうちの共済金額の割合ということでございまして、この共済価額に対する共済金額の割合というのは、共済金額は農家が申し出るわけでありまして、農家の方がこの施設に対してつけられた値打ちのうちの最高でここまで補償してもらいたいという、そういう割合になるわけでありまして、損害額の中からその分だけを共済金として補償する仕組みになっているということでございます。

この具体的な損害額につきましては、被害額からまず残存価値、残存価額や、あるいは他から支払われる賠償金、こういったものを除いた額に、さらに、先ほど出ました撤去費用の損害額を足したものの、これが損害額として計算される、ということでございます。

下の注に書いてございます撤去費用の損害額につきましては、その費用が100万円を超えるとき、あるいは施設本体の損害割合が50パーセントを超えるときのいずれかの場合には、これが、撤去費用分が加算されるということになっております。右側11ページに、その損害額と共済金との関係が書いてあるわけで

ございますけれども、この場合、共済価額に対する共済金額の割合といたしまして、農家は5割を選択しているということでございます。

下に事業の実績が書いてございます。引受けの状況、共済金の支払状況は、平成22年度の加入分ということでございます。加入が23年3月末までの加入分ということで書いてあるものですから、支払状況等、まだ確定していないところがございます。現時点での数字ということで御承知おきいただきたいと思います。

以上が農作物共済と園芸施設共済の概要ということでございました。

資料6を御覧ください。農業災害補償制度、農災制度と称されておりますが、こちらの最近の情勢につきまして簡単にまとめさせていただいております。

大きく三つございます。一つ目が行政刷新会議、いわゆる仕分けと呼ばれておりますが、こちらでの御審議・評価の結果であります。

まず、平成21年、一昨年に行われました第1弾の事業仕分けにおきましては共済掛金国庫負担金と事務費負担金。国庫は掛金を負担しておりますとともに、農業共済事業を行う共済団体等に対しまして事務費の一部を負担しておるわけでございますけれども、これらにつきまして予算要求額から3分の1程度の縮減。こういった評価結果を受けております。こちらにつきましては、戸別所得補償制度の本格実施に併せて、本制度の見直しも検討することとなっているところでございます。

さらに、第3弾といたしまして特別会計について、特会仕分け等といわれておりますが、昨年10月に行われました第3弾におきましては、この、国が行っております再保険についての会計であります農業共済再保険特別会計につきまして、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計との統合、無事戻し金の廃止を含めた抜本的な見直し等々の見直しを行うという評価結果を受けたところでございます。こういった御指摘等を受けておるとというのが、まず第一点でございます。

先ほどお話が出ましたけれども、戸別所得補償制度でございますが、こちらにつきましては米についてモデル事業として平成22年から実施されたわけですが、23年4月1日からは畑作物にも対象を拡大して実施されているところであります。この制度につきましては、23年8月、3党合意が行われたわけですが、この場で政策効果の検証をもとに必要な見直しを検討するといったような合意がなされているところでございます。今後必要な見直しを検討されるという状況でございます。

最後に、先ほど少し触れましたけれども、本年3月に発生しました東日本大震災におけます農業共済の対応についてでございます。被災者である組合員の農業者に対しましては、迅速かつ確実に、その被害に対して共済金が支払われるように団体等に対する指導を私共として行ったということでございます。また、被災農業者の立場に御配慮させていただきまして、掛金の払込期限につきまして延長を行うといったような措置を講じたところであります。また、先ほど水稻につきましては、まだ責任期間が始まっていないということで共済の支払対象にはならないと申しましたけれども、通常の高波等による高波等の場合でありますと、もし潮が被った農地になりますと、塩分を相当に含んでおりまして、これは局地的

なものでございますけれども、翌年、普通に考えれば、米はかなり収穫量が減ってしまうだろう、あるいは全く穫れないかもしれない、こういったような農地でございますと、これを共済の対象とするというのは難しい状況であったわけでございます。しかし、今回津波ということで、非常に広範な地域にわたりまして、相当程度の潮を被ったということで、これに対する塩を取り除く、除塩対策というものも、本格的に、国の支援等もありまして進められてきておるところでございます。今後とも進めていくという状況でございます。こうした除塩によりまして収穫が可能となるだろうと見込まれる農地につきましては、実際に調査を行いまして、どの程度生育しうるか、除塩の程度にもよりまして、相当程度生育するということが見込まれるということであれば、これに応じた形で基準となる収穫量を作りまして、これに応じた形での引受けを行うという形で措置を講じたというところでございます。

以上が私からの制度の概要及び最近の情勢についての説明でございました。

○青木保険監理官

保険監理官の青木でございます。引き続き平成23年の農作物等の被害状況等につきまして、資料の7に沿いまして御説明させていただきたいと思っております。

被害の発生状況でございますけれども、平成23年の状況につきまして農作物では、麦におきまして北海道で春先の天候不順による生育不良、あるいは開花期以降の降雨等によりまして被害が発生しております。また、都府県におきましても九州地方を中心といたしまして、収穫期の降雨により収穫量の減少、品質低下の被害が発生しているところでございます。

なお、水稻につきましては、生育は概ね平年並みということでございます。一部沖縄県などでは台風被害による不稔、潮風害。また福島県、新潟県などで豪雨による浸水、冠水。和歌山県、三重県などで台風による倒伏、冠水等々の被害が発生しておりますが、全国的にみますと平年並みといったような状況でございます。

家畜につきましては、宮城県などにおきまして東日本大震災に伴います津波等による被害が発生しているということでございます。

果樹につきましては、茨城県のなしの春先の降ひょう等。また、和歌山県の梅などでの強風等々につきまして被害が発生をしているということでございます。

畑作物につきましては、大豆、いんげんなどにつきまして局地的な、地域的な集中豪雨。あるいは台風等の影響によりまして被害が発生しているということでございます。お茶につきましては、冬季から春先にかけての低温小雨による生育不良などに加えまして、宮崎県で新燃岳噴火による降灰による被害の発生といったような状況でございます。

園芸施設につきましては、東日本大震災によります被害、また、台風12号、15号の影響によりまして、静岡県、茨城県など中心といたしまして被害が発生しているところでございます。

また、2に過去10年の共済金の支払いが入った表をつけさせていただいておりますが、中でも15年、農作物でいいますと15年に大きな被害がでてござい

ますが、これは全国的に低温、日照不足、冷害等々でございまして、低温日照不足等により全国的にかなりの被害がでいるといった状況でございます。

また16年につきましては、この年かなり台風の上陸が多くございまして、全部で10近くの台風の上陸がございまして。園芸施設などを見ていただきましても、この台風の影響によりまして被害が大きく出ているという状況でございます。

18年、農作物でいいますと18年に大きく共済金の支払いがございすけれども、これにつきましては九州地方で台風による潮風害の発生があったといったような状況でございます。

21年にまた3百億近くの被害が出ておりますが、このうち水稻につきましては北海道において低温被害がでております。また、麦の関係で低温、日照不足の影響が大きく出ているといったようなことでございます。

22年につきましては、水稻につきましては一部、高温障害等がでておりますけれども、大部分は特に北海道、九州を中心とした麦による被害といったような状況でございます。そのような状況で推移をしているということでございます。

被害状況につきましては簡単に御説明をさせていただきました。以上でございます。

○木村保険数理室長

御意見等ございすと思ひますけれども、山崎委員が御到着されましたので、先ほど延ばしておりました部会長の選任を、ここでさせていただきたいと思ひます。

この部会長の選任につきましては、食料・農業・農村政策審議会令第6条第3項の規定によりまして、部会に属する委員、農業共済部会の場合ですと、近崎委員、三森委員、三村委員、山崎委員、この4名の方から互選で行うと決められております。

ということで、4名の方から、選任していただきたいということになってございます。

部会長の選任につきまして、委員の方々から御意見等ございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

【山崎委員挙手】

○木村保険数理室長

では山崎委員、お願ひします。

○山崎委員

前回から、きちんと、的確に、まとめていただいて司会をしていただいておりますので、三村委員にお願ひしたいと思ひますがいかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○木村保険数理室長

山崎委員からは、三村委員に引き続きお願ひしてはどうかということでございすけれども、皆さんどうでしょうか。よろしゅうございすでしょうか。

それでは、今、山崎委員から御提案されたとおり、三村委員に部会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは恐縮ですが、三村委員には部会長席の方に、御移動をお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、部会長就任の御挨拶、簡単をお願いいたします。

○三村部会長

ただいま御指名いただきました、三村でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

今日は2件、諮問事項が出ております。農作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方についてと、園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方についてでございます。

先ほど説明のあった農業共済制度の概要についての質疑がございました後に、この諮問事項について議題を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○木村保険数理室長

これ以降の議事の進行を三村部会長にお願いすることになりますけれども、その前に部会長にはこの審議会令第6条に規定に従いまして、部会長代理を指名をしていただくことが必要となつてございます。

また、食料・農業・農村政策審議会令の運営内規に基づきまして、家畜共済小委員会の専門委員及び座長につきましても、部会長が指名するということになってございますので、この指名についてまず部会長をお願いいたします。

○三村部会長

はい、それでは私から部会長代理を指名させていただきます。部会長代理には引き続き伊藤委員をお願いしたいと思いますけれども、伊藤委員いかがでございますでしょうか。

○伊藤委員

はい。

○三村部会長

よろしくお願いいたします。

それから、家畜共済小委員会の専門委員と座長の指名につきましては、後ほど私から指名させていただくことにしたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、既に進行しておりますが、先ほど概要について事務局から御説明がありました。それにつきまして、皆様から御質問、御意見ををお願いしたいと思います。

○伊藤委員

確認しておきたいことが一点ございます。

資料6に、東日本大震災における農業共済の対応について説明がありました。この前の東日本大震災につきましては、全国各地からの私ども被災地への多大な

支援がございました。それから人的支援、支援金等、多大なる支援をいただき誠にありがとうございます。それで、この震災対応ということなのですが、これは共済としての対応の説明だったと思うのですが、共済組合の視点で見た場合に、例えば、一つの共済組合の半分ぐらいが津波にかぶって水稻等の引受けができないといったようなケース、そういったところでは今度はその共済組合はですね、経費とかそういったものがずいぶんと制約されてきていると思いますが、そういった組合運営に対する支援というのは何かあったのでしょうか。

○青木保険監理官

国としてはですね、組合運営の支援としましては資料6の上の方にありますように農業共済事業事務費負担金というものがございます。これにつきまして、各事業の実績等に基づき配分等を行うわけでございますけど、今回そういった被害が起こってですね、評価とか、色々な業務が増えるとかですね、そういったところにつきましては、一定の配慮をするといったような工夫をしているということでございます。全てがということではございませんが、運営に支障が生じないように、事情を伺いながら対応しているということでございます。

○伊藤委員

ありがとうございます。

○三村部会長

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○堀田委員

一つ確認をさせていただきたいんですが、この被害とか損害の確定の時期のことなんですけれども。農作物の被害っていうのは年間を通じてどの段階も起こるものなんですけれども、どの段階で、と言うのは要するに収穫をしたあとの被害もあるんですね。何時の時点で損害の査定、確定をされているのかっていうことなんです。いかがですか。

○青木保険監理官

基本的に、損害を確認するのはですね、圃場を出る前の段階を確認することになります。あと、出荷量などでできる場合はですね、その被害が実際に自然災害で起こったかどうかというのを見回り等で確認した上で、出荷したもののデータ等を取り寄せまして、それで判断をするということになります。基本的には圃場までで、自然災害が起きるかどうか基準になります。収穫までということになります。

○堀田委員

そのあとの損害は通常みない。

○青木保険監理官

それ以降の損害は、普通は自然災害ではないと思います。それは自然災害というよりは、保管の問題ということになるかと思います。

○堀田委員

ありがとうございました。

○三村部会長

はい、それでは三森委員どうぞ。

○三森委員

二点お聞きします。一点は、農作物の共済に関してなんですけれども、こちらは戸別所得補償制度にも関係あるかと思うんですけれども、米、麦で戸別所得補償制度に加入するには、共済に入らねばならないと考えて良いのかどうかというのが一点と。

二番目、園芸に関して、例えば新しく園芸をはじめるにあたって、ある程度の能力がないと共済には入れないのか。何を申しますかというのと新規参入ですとか、新たに挑戦する施設園芸に関しては、この農災に関してはどのようにお考えになっているのか二点教えていただきたいです。

○石垣保険課長

第一点目でございます。戸別所得補償制度に加入するには共済に入っていないかということでございますけれども、戸別所得補償制度に加入する際に、いくつか書類があるわけでございますけれども、その書類の一部を、例えば水稻ですと、共済細目書等で代えることができるとなっております。必ずしも共済に入っていないと、戸別所得補償制度に加入できないというようなものではないと理解しております。

それが第一点でございます。第二点の園芸施設でございますけれども、これは資料5の9ページのところで申し上げましたように、面積と区域内に住所を有していらっしゃるというのが基本的な条件でございますので、今、委員がおっしゃられたような、例えば経験年数ですとかそういったものが直接関係してくるというわけではございません。

その下に引受方式としまして経験年数といった事が、9ページの4引受方式の(2)に書いてございますけれども、これはその病虫害事故除外方式に加入の場合の要件ということでございます。こういったことだと掛金も割り引かれますので、病虫害について、自力でいろいろ対策ができるような人であるとかそういったような要件が掛かってくることになります。基本的な要件としては面積ということになっております。

○三村部会長

はい、それでは小倉委員どうぞ。

○小倉委員

東日本の塩害ですけども、これは1年で回復するものではないと聞いてますけれども、例えば、1年目は大変被害が大きけれども、2年目は少し回復して、3年目にもっと回復してですね、何年かかるかわかりませんが、そういった数年かかっても回復するのか、しないかもわかりませんが、数年かかる回復度合との掛金といいますか保険制度の関係というのはどうなっているのでしょうか。

○石垣保険課長

この除塩の農地でございますけれども、国や自治体等でその除塩の措置を行うわけございまして、その除塩を行った農地、例えば、今年除塩をやって、来年そこで田植えをしましょう、あるいは種を蒔きましょう、籾を蒔きましょうとい

うことで、その発芽の状況、あるいは根がきちんと根付いているかという状況を見まして、その上で、その土地の基準収穫量というのを判断することになっております。例えば、ほとんど根が付いていないようなところは、共済としては引受け難いなど、あるいは半分程度は根が付いているよねというようなときには、その土地は基準収穫量をよその塩をかぶっていない土地に比べたら、だいたい半分くらいにするとかですね。そういった形で評価をいたしまして、その土地の基準収穫量を決めるという仕組みにしているところでございます。

○小倉委員

そうすると芽が出た段階で、ある程度推測するわけですね。芽は出たけれども実のなかったという経験則というのはあまりないわけですよね。大変難しい今ままでやったことの無いような計算をしなければいけないというわけですよね。

○青木保険監理官

今のところ今年のですね、損害評価の状況報告からしますと、除塩で一定の塩分濃度まで下がったところで植え付けをということで進めた上で、なおかつ、活着状況をみて引受けをしたわけでございますけれども、その後の、今収穫期に至っての損害評価、今年はその他の被害はあまりなく、被害自体もあまり出ていないのですが、ちょっと正確ではないのですが、それに伴って被害が沢山出たという報告は受けてない。あとから塩害が更に進んだという報告は受けていないと思います。

○三村部長

はい、小倉委員よろしゅうございますか。

それでは山崎委員どうぞ。

○山崎委員

すみません。もしかして話されていたら申し訳ないのでけれども、東北の今年の災害のときに3月でしたから田植えをされてなくて被害状況というのは災害がないという状況だったと思うのですけれども、それが例えば、1ヶ月、2ヶ月遅れて田植えをした場合、秋の刈り取りのその前の時期であった場合には、どれくらいの被害が想定されるのかということと、その場合の組合の運営に対する支援はどうだったのか、教えて下さい。

○青木保険監理官

田植え後に被害を受けてですね、その時期によりましてけれども、早期の場合であれば発芽不能のような芽も出なくて、その後が出来ないということであれば、その後の経費はかかりませんので、半分、半作の分だけ経費をみると、あるいは収穫直前でありましてそこまで手間をかけて収量がないということですので、たとえば潮風害の場合などですと、一気にやられるといことになりますので、そうすると収穫が今回の場合みたいに津波であれば収穫皆無になるかと思うのですが、そうすると先ほどの計算のところの収量がゼロになるという計算で共済金が支払われることになります。

組合の支援については、先ほどと同じようなことになります。共済金の支払い自体は、引受けた上でお支払いはするということであれば、掛金とか組合の賦

課金はいただいているわけでありますので、その運営自体はその損害評価の量は増えるとか、そういった事務量の増加はございますけれども、その運営自体に直接の影響は少ないと思います。先ほどのお話では、引受けすらも無くなったときに、その運営に影響があるかということか、引受けた後の被害の支払いってというのは掛金をいただいて共済金を支払いますので、まさに全体の積立金の中でお支払いするというようなことで、そこからのお支払いということになるかと思います。

○三村部会長

はい、それではいかがでしょうか。まだひょっとしたら御質問あるかもしれませんが、個別に事務局に、御質問願いたいと思います。

それでは、続きまして今年度の農業共済部会において審議すべき事項として、農林水産大臣より諮問のありました農作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方と園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方について、まず、事務局から説明お願いしたいと思います。

○木村保険数理室長

それでは、今年の諮問の事項につきまして、御説明をさせていただきます。申し訳ないですけども座って説明させていただきます。

資料としては資料の８の１から、順に今回の諮問の内容の資料を付けてございます。

はじめに、資料の８の１でございます。これが諮問の本編でございます。本日大臣から審議会の会長あてに、諮問をさせていただいております。ページをめくっていただきますと、別紙１に、農作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方の案、それともうひとつ別紙の２が、園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方という案、この二つがございます。この考え方は基本的には今までと大きく変わったところはございませんけれども、今回、大きく変わったところが一点ございます。はじめにその変わったところから先に御説明をしたいと思います。

それは資料の８の２に新旧対照の形で載せてございます。これは右の方に前回ということで、これまでの考え方のところでございます。左側が今回変えようとするところでございます。一つ目、一番上に書いてございますけれども、これは単に対象となる年次を変えたただけでございます。ここはいいといたしまして、真ん中の３番のところの農作物共済掛金標準率、ここに関する部分でアンダーラインを引いたところが、今回改正をしたいと思っているところでございます。

その理由といたしましては、右の従来算定方式の考え方では「所要の安全率を付加する」ということで、過去の実績から平均被害率を算定して、支払能力に不安があるとか、将来の劇的な変動に備えるとかそういった意味で、一定の安全率を付加するとなっています。今まではこの「付加する」ということしか出来なかったのですが、被害が少なくなって、お金に余裕が出てきたときに、少し割り引くかとかですね、下げようかと、そういったことは今の算定方式では認められていませんでした。今回は左に書いてございますように、「農作物共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったもの」ということで、掛金率は過去２０年

の平均値をとってきますので、どうしても低被害が続くと、剰余金が貯まってくるといことがございます。平成5年に大きな災害があつてから、そのあとはもう非常に低被害が続いておりまして、特にお米の場合ですけれども、非常に低被害が続いた結果、積立金が結構貯まっております。他のものは時々被害を起こしていますので、そんなに蓄積されないんですが、お米に限っては、お金が貯まってくるというところがございます。そういうことで場合によっては、そういうところの掛金の引下げも可能にするようにということで、考え方を变えたいという御提案でございます。

資料の8の3は、そのことを簡単にまとめたものでございまして、ここに書いてあるとおり、今までは、お金がいっぱいあるから少しいただく分を減らそうと、あるいは掛金の半分を国がみてますので、無駄なお金を使わないようにということで下げたいと、そう思っても今は出来ないわけですが、今度は掛金の引下げも可能となるように見直すことをしたいと、いうことでございます。

ではどれくらいの引下げなのか、一つの考え方でございますけれども、資料の8の3の裏側、2ページ目に、その考え方がございます。これは最近被害が非常に少ないので、共済団体に積立金が蓄積されてきております。国の法令上は、お金が残っていれば、一定の無事戻しですね、事故がなかった人に掛金の一部を返してもいいということでございますけれども、これが恒常化してきているというような背景がございます。掛金の半分は国がお金を出して、残ったら農家には返すと、こういうことでは農家にとっては良いことかも知れませんが、半分負担している国の側からみると、掛金の中には半分出しておいて、余ったお金は農家にだけ返すと。これでは国民の観点からも良くないだろうということで、そもそもそういう余裕があるのであれば、掛金自体を抑えたらどうかといった点が、課長から説明させていただきました事業仕分け、特別会計の事業仕分けのときにも、そういう視点から考えたらどうかという御指摘があったところでございます。

そういったところで一定の掛金の引下げを行いたいと、考えているわけでございますけれども、共済団体がどれくらい積立金を持っているかは、被害が起きたところ、起きてないところまちまちでございまして、かなりのお金に余裕があるところと、あまりお金がないところがございます。

先ほど課長が説明の中で「後ほど」とお伝え申し上げたところがございますので、資料5、8ページを開いていただきたいと思います。ここの(3)のところに、法定水準というのがございまして、後ほど申し上げますけれども、法律でどの程度の積立金を保有しているのが適正かという一定の水準がございます。この水準を割り込んでいる、要するにあまりお金がないという組合が6組合ございます。法定水準の1倍から2倍、それなりに持っているところが30組合、あとそれの2倍以上持っている、これはかなり余裕があると、こういったところが200、全部で250ぐらいの組合の中でこういう分布になってございます。

ということで、ある程度お金に余裕があるところにつきましては、掛金をちょっと安くして、農家もその分払わなくていいと、国からもその分お金は出さない

というようなことで共済掛金の引下げ措置の案を資料 8 の 3 の 2 ページで示させていただいておりまして、積立金が法定水準の 2 倍以上あれば 2 分の 1 カットしましょうと。1 倍から 2 倍のところは 3 分の 1 カットしましょうと。十分貯まっていないうところはカットはしないと。基本的にはこういう考え方で、掛金を一部引下げまして、農家さんの負担、あるいは国の負担、これを下げたらどうかという御提案でございます。

ただ、法定水準に近いところ、特に 1 倍をちょっと超えたぐらいのところだと、掛金を下げると今度は逆に足りなくなるというケースが出てくるかも知れませんので、そういったところについては一定の配慮が必要でございまして、問答無用で全部で切るというよりも、切ったあともちゃんと支払能力は保っているかと、そういったところを見ながら、今後この形について詰めていかないといけないということでございます。

今回の一番大きな点は、掛金率の算定方式をこういう引下げも可能となるようにしてはどうかということが、事務局からの提案のひとつでございます。

基本的にはそういうことでございまして、じゃあそもそも掛金率がどのように決まっていくのかというところから改めて、この考え方を説明していきたいと思っております。

それでは、付属資料、A 3 の紙を折りたたんだのがございますので、この付属資料の 1 と書いてあるところを開いていただきたいと思います。

この左側に先ほどの諮問文書の別紙 1 にありました文章が書いてございます。これを解説した部分が、右側にございますので、諮問文書を見るというよりも、こちらでお考えいただきたいと思います。

農作物と園芸とは保険の仕組みがかなり異なっておりますので、まずは農作物から御説明させていただきたいと思います。

はじめに基礎被害率というのがございます。これは過去 20 年間の被害の実績を決めていくわけでございますけれども、20 年間の中には平成 5 年のように特別大きくて、それを一部、別の国費で補填したような、そういう被害の額を調節したケースがございます。また、地域によっては組合が合併していく、そういったことがございますので単純に 20 年間ポンと出てきませんので、20 年のデータを今ある組合のデータに変換し直していく必要がございます。そういったことを行いながら、組合ごとにどの程度の被害が過去 20 年間に起きたのかと、これを求めまして、それを平均したものが基礎被害率ということになってまいります。

このへんのことについて、順番が逆になりますけれども、付属資料の 2 というところを、開いていただきたいと思います。資料がとんで申し訳ないんですけども、付属資料の 2 の方が、全体の保険のイメージを頭に入れていただく上では、わかりやすいと思っておりますので、これを見ていただきたいと思います。

まずは農作物共済、どのように保険が行われているかという、左側の方でいきますと、まず組合ごとに、被害が起きたときに、通常災害部分というのがございます。一定の水準、これを我々 q 1（キューワン）と呼んでおりますけれども、この q 1 以下の部分は、組合と連合会がそれぞれ按分して払うと。組合がだいた

い7割から9割の間、連合会が1割から3割の間で、分担しながら払います。

このq1を超えたところについては、連合会がすべて払うという形になってございます。ですから、ここのところでいったんその地域的なリスク分散を図っているというところがございます。じゃあその連合会において、どこかの県が非常に大きな被害、例えば台風とかでいうと、特定の県だけ大きく被害が出る場合がございますので、この連合会のに属する組合のq1を超える被害を全部集めまして、q2（キューツー）という数字を作ります。これが異常標準被害率でございますけれども、これを超えた部分は国が全部持つと。ですから組合と連合会は有限責任になっていて、被害が起きたときに一定部分までは自分たちの責任で払って、このq2を超える部分はすべて国が支払いすると、こういう姿になっております。

右側にイメージ図というのがございますけれども、民間の損害保険なんかと大きく違いまして、農業の場合ですと、災害が多い年、少ない年がございます。それぞれA組合、B組合、これは地域によってまったく違いますけれども、このq1というラインをどこかに引きます。この引き方は、後ほど御説明いたしますけれども、このq1のところまでは、組合と連合会、1割から3割が連合会の責任ですけれども、団体の責任で、ここまでの被害について責任を負います。

このq1を超えた部分は連合会が支払うわけですが、そのところにもう一回、q2というのを引くわけがございます。これが右側の下の方でございます。連合会が支払った分だけ集めてくると、すべて組合で払ったので連合会は払わなくて済んだ年もあれば、連合会が相当払った年も出てきます。で、その年のところに、ある程度の線を引きまして、そこから上は国に連合会が再々保険をかけることとなりますが、このq2というラインを引きまして、ここから下を、連合会が支払って、このq2を超える大きな被害、これは過去20年間で見るとポロポロと出ますけれども、大きなやつですと平成5年の大冷害、お米を輸入した年ですが、そういう年とか、平成16年の台風が10回上陸したとかですね、そういう年に国がドカンとお金を払うと、こういうときが出てまいります。そういうところが責任でございます。

じゃあその責任に応じてどれくらいの確率的に掛金が必要なのかっていうのを、実際の被害率に合わせながら計算していくわけがございます。q1以下の部分を計算するのがd1（ディーワン）ということがございますけれども、q1以下の部分です、これ、右側の上の表で、グラフでいきますと、この、点点点とやった、その下の部分ですね。めいっぱい払ったときと、あまり払ってないときがあるかと思いますが、これが過去20年間の平均でどれくらい払ったかと、これがd、これがまず基礎被害率の平均値になります。

で、基本的にはこれが掛金率になっていくわけですが、これに、ちょっとお金がないところには少し割り増しをしているというのが今のやり方でございます。

今度は、割り増しをするというよりむしろ、組合にお金がある程度あって、これくらいのお金払っても十分お釣りがくるくらいのお金を持っているところにつ

いては、掛金率を若干下げるという所要の調整をおこなってはどうかと思っております。

で、同じように q_2 を超える部分につきましても、国が全部払いますので、連合会は、この q_2 以下の部分のところを払うことになりますが、これも平均値をとったら、大文字の D_1 （ディーワン）と書いてございますけれども、この大文字の D 、この部分を連合会が責任を持って払わないといけないようでございますけれども、これも、ちょっと足りないなと思ったら安全率を加えるということをやっているわけですが、今度は連合会にお金が多分にあって、支払能力が多分にあるということであればここを若干下げて割り引きをおこなうと。こういうことをやってはどうだろうか、という考え方でございます。

で、 q_2 を超えるとすべて国が払うということになってまして、俗に青天井で国は際限なく払うことになってございます。国は、過去 20 年間の実績を見ますと、平成 5 年に三千億以上のお金を払っているということでございまして、その時点で二千数百億、三千億近い借金をしております。ですからそれを 20 年かけて返済してきたという経緯がございまして、収支プラスマイナスしてみますと、お米の場合ほとんどゼロ、収支 1 でございます。国の場合は過去大きな災害が出ると、赤字になって借金をしております。で、借金したのを平均的な再保険料で返していき、被害がなくなると、ちょっと貯まることがあると、こういうことを繰り返しております。国の場合は大きな災害が出ると全額みないといけないということであまりお金が残っていないというところでございます。

ということで、積立金が残っているのは連合会と組合でかなりあります。もちろん、地域によっては大きな被害が続いているところと、あまり被害がなかったところに残り具合に差が出てきております。そのへんを見ながら、先ほどのように被害の小さいところは、削減を行っていったらどうかというようなことを考えているところでございます。

もうひとつその中で、 q というのはどうやって決めていくのかと。この、線を引くのをどうやって決めていくかというところが、もう一度御説明したいと思いますが、付属資料の 1 というところに戻っていただきたいと思います。

この、1 のところの右上に書いてある図でございしますが、 q_1 というのが先ほど、組合が責任を持って払うという水準です。ここまでの災害は自分たちでお金を払わないといけないと。これ以下の 20 年間の被害率を平均したところを p_1 （ピーワン）と、これが掛金として入ってくる部分でございします。組合としては、 p_1 の部分までは掛金収入になるわけです。農家さんから集めてきたお金が p_1 のところまでであると。そうすると p_1 より少ない被害のときには、余裕が生まれ、積立金が生まれます。逆に、 p_1 より大きい被害が出ると、それは過去の積立金で補って払うことになり、 q_1 より大きい被害が出ると、あとは保険、再保険で賄ってもらえるから自分たちで払わなくていいと、こういう仕組みでございします。

自分たちの責任精一杯払おうとすると掛金では足りない部分がこの q_1 から p_1 のこの差のところになります。ということで言葉では不足する可能性があるとい

うことで「不足率」と呼んでおります。組合の責任をどこに置くかと。q1を高い基準に置けば置くほど不足する部分というのも相対的に大きくなっていくわけでございます。このq1を下げていくと、今度はこの不足部分、下がっていくんですけれども、自分たちの持ち分というか、取り分というか、それも小さくなっていきます。ではどのへんが適切なのかということで、従来から考えていたのが、この割合が全体の4割ぐらいになるところがいいのではないかと。あと、組合によっては規模が大きい組合あるいは小さい組合がございます。非常に引受面積の大きい組合と、わりと零細規模の組合というのがございます。そうすると絶対水準ですね。今度は割合ではなくて、大体どれくらいの大きさなのかと。これもあまり大き過ぎると、大きな災害のときには大きくなりますので、これもあまり大きくならないようにと。この場合1.6パーセント、全体の共済金額に対して1.6パーセントくらいが良いのではないかと。ただ両方満たすというのはなかなか難しいので、その二つの基準に、相対的に一番近いところを選んではどうかといったことで、その二つの考え方を合成して、その二つの考え方の、双方に近いというようなところを探そうというようにして考えて式を作ったということでございます。

そのp1とq1の関係式が、左側に示してある式でございますして、特定組合と特定組合以外の組合と二つございます。これは御説明いたしませんでしたが、県の区域を一つの組合にしてしまう特定組合と、それ以外の組合と分けてございますけれども、こういう式を満たすようなところで、q1というラインを引きましょうということでございます。

このq1に対して先ほどのように、自分たちのそれぞれの組合、それぞれの連合会の責任に応じた、平均的な被害率を計算して、掛金をそれぞれ求めていくと。

今回御提案している案は先ほど何度か申しましたが、支払能力がいっぱいあるか、あるいは支払能力がそれほど無いかによって、若干の引下げを行ったり、場合によっては安全性を見て色々配慮をするということが今後必要になってくるかと思っているところでございます。

園芸でございますけれども、農作物とはちょっと形が変わってございます。細かいことは抜きに致しまして、まず付属資料の4を御覧いただきたいと思います。付属資料の4にございますが、水稻・麦の場合は、一定水準を超えたら、あとは全部国が支払責任持つ形を採ってございますけれども、園芸の場合、これは他の果樹とか他も似た形でございますけれども、左のところの責任の絵にございますけれども、組合、連合会が、一番上まで突き抜けてございます。ですから一定水準を超えたら国が全部を持つというのではなくて、一定部分はそれぞれの団体が無限の支払責任を持っている形になってございます。これは、背景としては米・麦が当然加入を採っているということと、そうじゃないというところ、いろいろ理由があろうかと思っておりますけれども、園芸の場合は被害が大きくなるとそれぞれ団体も無限に自分達も払っていかなければいけないと、あとは全部国にお任せという形になってないという形になってございます。こういう形を採ってございますので、先ほどの米と違って大きな被害が出ると団体も一緒に払っていかなければ

いけないということになりまして、お米ほどたくさんのお金が残っておりません。先ほどの農作物共済の場合は大きな被害が一回起きてそのあと被害が起きないと、国は借金を返すのに時間が掛かって、その間団体にお金が貯まるとこういう姿になるわけですがけれども、園芸の場合ですと無限責任を持っている関係で、農作物ほどお金が貯まらないという形になってございます。ただこれも実際に掛金をどうやって作っていくかっていうような考え方は同じでございまして、この組合は、全体の被害の一定割合ですね、それも持つと、連合会と国の間で超過損害の再保険を作るわけでございますけれども、これも右の方に書いてあってちょっと似たような絵がございましてけれども、基本的な考え方は同じで、一定の水準を超えると国の支払になると、そういうことで、一定の水準を超えるか超えないかで判断いたしまして、それより低いところはそれぞれの団体の責任ということで被害率を計算して掛金を決めると、それを超える部分については国の責任であるということでその平均値を国の掛金へ持ってくるという形を採ってございます。また園芸の場合ハウスですので、収穫物の場合は、最終的にどれだけ穫れたか、春先雨が降って被害があっても、そのあと天気恵まれると収穫が良くなったりしますので、最後の一回の評価で判断すればいいということになりますけれども、建物は一回傷つくと直りませんので、壊れる度に補償がいきます。暴風で壊れた、台風で壊れた、積雪で壊れた、その度にお金を払うことになります。そういうことがありますので、一回ごとにその、評価をしていくという形になってございます。ですから、一棟ごとに引受けて一棟ごとに被害が出る度に払っていくと、これを繰り返して、最終的に1年間通してどれだけの被害があったかということで再度、再保険を行うという二重の仕掛けになってございます。一棟ごとの保険と年間を累積した年間超過の再保険との組み合わせという形になってございます。それで考え方は同じでございまして、似たような式が出てくるわけでございますけれども、先ほどお米の場合は掛金の作り方が、それぞれの団体ごとに掛金を作ってその合計値を全体の掛金にするという考え方を採ってございます。そういうことで、 q_1 の水準を決めないと掛金が決まらないということで、どうやって q_1 をつくるかということ、諮問文書の別紙に書いてございます。園芸の場合には、全体を先に決めておいて、あとは責任でその掛金を分割し合うという形を採っています。これは、組合が縦一直線になってございますので、まず組合が、全体の被害の1割か2割を責任分として、残りを国と連合会で分割するという形を採ってございますので、この q をどこに引こうが農家の掛金の計算に影響しないということでこの諮問の文章の中に、その式は出てこないという形になってございます。ということで、園芸の場合には、その考え方だけ載っていて具体的な q の式というのは載せてございませんが、全体の被害率だけわかれば、掛金が出てくると、またその責任をどうやって国と連合会が分割するかというだけでございますので、そこは内部の問題と、農家さんには影響しないからということで、実際にはこういう計算をするのですけれども、諮問文書の中には、この式は出てこないという形になってございます。

ということで、改めて資料の8の1に戻っていただきたいと思います。いわゆ

る農作物関係の算定の考え方としては、まず基礎被害率が、先ほど申しましたように、過去20年間の被害率というのを出していきます。これに必要に応じて修正を行ったものを基礎被害率と致します。そして、組合分に相当するものと連合会にかける保険の部分を別々に計算しますので、その境目を決めるq1をどこにおくか決めるという必要がありますので、こういう式を満たすような組合責任と連合会責任を分担するところを先に決めるということをやっています。

そしてめくっていただきますと、3番のところでございますけれども、その共済目的ごとに組合部分ですね、組合部分のところを決めていく、その次に連合会部分のところを決めていく、こういう段取りで決めていくということになります。そのときに単純な平均値だけではなくて、実際に積立金の水準を踏まえていっぱい持っていれば少し減額する、というような所要の調整を行ったものをそれぞれの率にしていくと、こういう考え方で順番に手順を決めていってはどうかということでございます。

(3)に書いてございますのは、連合会部分の再保険を、それぞれの組合ごとに再分割しないといけないので、その手順を加重平均の逆算を行って決めるというやり方を書いてございます。そうやって作った組合ごとの掛金率と連合会以上の掛金率を合計して農家の掛金にするという考え方でございます。

別紙の2の方に書いてある園芸は、そういう分け方をせずに、まず、20年間の被害率を基礎被害率といたしまして、それに実際に組合の支払能力がどれくらいあるか、そういったものを勘案して調整を行ったものを掛金率にすると、これで掛金率は決まってしまうということでございます。連合会と国の間で再保険をどのようにするかというのは技術的な問題だということで、諮問させていただいていない。こういう形の諮問の考え方になってございます。

以上で、全体、ちょっと難しいところもあるかと思いますけれども、保険の考え方と掛金の設定の仕方と今回の調整の仕方について、説明させていただきました。

○三村部会長

ありがとうございました。それでは、今の説明に対して御質問をお願いします。
はい、どうぞ。

○近崎委員

掛金の水準を引下げることなんですけど、それは去年の10月の仕分けに対応してということでしょうか。だとすると無事戻し金の廃止を含めた抜本的な見直しということが仕分けにあるのですけど、無事戻し金を廃止することも加味してあるのかお聞きしたいです。

○木村保険数理室長

無事戻しという制度自体については共済制度であって、例えば普通の共済でも無事戻しみたいなものはありますので無事戻しそのものをやめるかどうかということが一つあります。ただ、法律上無事戻しができることになっておりまして、無事戻しをどうするかという問題は、法律を変えるかどうかという根本議論になってきます。無事戻しというのは年によって違います。これは被害の多かった年、

少なかった年で無事戻しの額が違うのですけれども。最近5年をみると、大体平均40億くらいの無事戻しが行われております。今回こういう掛金の削減を行うとどれくらいの掛金在全国で下がるのかというと、大体40億くらい下がるのではないかと試算されます。近年行われている無事戻しの額と同じくらいの掛金の引下げになるかと思っております。無事戻しはそもそも余裕があるから無事戻しをしてるわけで、積立金が多くあって余裕があるから無事戻しをするということですので、その分余らないように掛金を下げればある意味で答えになっていると考えております。

もう一つは、そもそもやはりこれだけの積立金に余裕がある段階で、これからもとり続けるというのが農家と国民の為に良いことかという視点があります。これはそういう指摘があるなしにかかわらず、これだけの剰余金というか積立金が残ってる段階でルール通り掛金をとり続けて良いかどうかということです。足らなそうなときには上乗せするのに、余ってるときには下げないというのはいかがか、今までの算定方式の形がよろしいでしょうかということを御審議いただきたいということでございます。

○近崎委員

ありがとうございました。

○三村部会長

はい、それでは鴻上委員どうぞ。

○鴻上委員

すみません、資料8-1のですね、別紙1なんですけれども、2のところのですね、農作物通常標準被害率なんです、 q_1 を出そうという考え方だと思うのですが、ここ、算式がですね、 q_1 イコールとなっているとですね、わかりやすいと思うのですが、 p_1 イコールではじめている理由があるのでしょうか。

○木村保険数理室長

これは、 q_1 が決まったらそれ以下の被害率として p_1 が決まるということですので、どちらかというとならば q_1 は独立変数、 p_1 が従属変数の格好で表します。 p_1 、 q_1 を逆に表示するということは、表示の仕方かなとは思いますが。

○鴻上委員

私の理解としましてはですね、付属資料の1を見た方がいいんですかね。先に p_1 、スモール p_1 ですね、これが決まりまして、じゃあ、どこまで組合が持つべきかという q_1 をですね、あとから算定しようと理解してたんですが。

○木村保険数理室長

委員のおっしゃるのは、まず p_1 という共済組合の掛金部分を先に決めて、その p_1 で賄える責任部分がどこかということで q_1 を求めると。こういうお考えだろうと思います。で、結局この不足率というのをを出して、その不足率に応じて変えようということですので、 p_1 を動かして、それに応じてどれぐらいの支払能力があるかを求めるという形でも、計算上は q_1 を先に引かないと p_1 が求められないということがありますので、団体が支払うべき責任がどこなのかを先に決めて、そこから掛金を改めて出してくると。

保険を考えるときに掛金を先に決めるというよりも支払責任がどこまでかがあってそれに応じて掛金が決まってくるのではないかなと。

ということで、組合と連合会の責任をどこで分けるか、あるいは国と連合会の間の支払責任をどこで分けるかと、それが決まるとそれぞれの持ち分というか掛金の持ち分が決まってくるということで、 p_1 が q_1 に連動して決まるという考え方でこういう整理をしたものです。おっしゃる意味はわかります。わかるって言うに変ですけども、お互い連動してますので、 p_1 表示にするのか、 q_1 で表示にするのかというのは技術的な算出式の書き方の問題かなとは思いますが。

考え方としてはどこに責任の分担を持たせようかというところから始まってきているという形で、 q_1 を決めたら p_1 が決まっていくと。

○鴻上委員

まだわからないのですけども。要するにスモール p_1 というのは、各組合ごとの過去20年の支払実績ですよ。ですから、過去20年のデータを取ってくれば、各組合ごとにひとつ決まるわけですよ。

○木村保険数理室長

それは q_1 を決めた中での支払実績ですから q_1 が変わると p_1 が変わってしまう。

○鴻上委員

そうなんですけども、過去20年の間にそれぞれ q_1 というのが、各年ごとに持ってるわけですよ。

○木村保険数理室長

はい。

○鴻上委員

それがあるなら、今の時点で過去20年を見ればですね、各年の q_1 をベースに q_1 以下の数字が出るのではないですか。今求めようとしているのは、今年度の q_1 を求めようとしているのではないのですか。

○木村保険数理室長

今年度の q_1 を求めようとしているのですけれども、今年度の q_1 を求めたときに、実際に q_1 以下の被害がどれくらいあるのかと。過去20年遡って q_1 を引いてみると、過去の q_1 と今回の q_1 は当然違ってくるわけです。ということで、過去の被害率の中から、地域ごとの被害率は組合自身が払ったものと連合会が保険で払ったものと国が再保険で払ったものの三つ足したものがその地域の被害なんですけれども、その被害の総額に対して今回決めようとする q_1 以下の部分はどれだけなのかということであり、 p_1 の平均値の元になっている各年の p_1 てのは昔の p_1 とは違うものになります。今年決めようとする q_1 は昔の q_1 とは違いますので、今回の q_1 を決めて、その q_1 を適用したら過去20年間の p_1 に相当する d_1 がどうなるかってのを決めてからやっているということになっていますので、過去の p_1 からは出せないのではないかと思います。 q_1 を先に決めてから、今回の p_1 を決めていくという手順になるのかと思います。

○鴻上委員

わかりました。今回決めた q1 で、過去 20 年間を見てみるという。

○木村保険数理室長

そういうことでございます。

○鴻上委員

わかりました。

○三村部会長

よろしいでしょうか。じゃあ、伊藤委員、次。

○伊藤委員

先ほどの事務局からの説明で、総額、想定で 40 億でしょうか、国の負担が減りそうだと。農家の今回の掛金を下げるということで農家の負担が減る。それは両者ともに結構なことだと思うんですね基本的に。しかも、今回はその農業災害補償法等、法的な改正を伴わないでそういうことをできないかというようなこと、いろいろ考えられてこの積立金のところをうまく調整してという話になったんだろうと思います。それで引下げというようなことで両者ともに良いことなんですが、仮にですね、先ほども少しお話がありましたが、掛金を上げなきゃいけない事態になったときに、じゃあ簡単に上げられるのか、農家の心情からすれば下げるのはウエルカムだけど上げるのは相当難しいのではないかと、現場サイドとしてはですね、上げるときにはむしろこれは制度上そうだとか、法定上そうだとかというような方が運営上は多分楽なんだろうと思いますね。だからこういう実務的に下げるということのメリットを感じることは共感するのですけれども、上げる困難さということも踏まえたことを想定してはどうかなというこれは意見です。

それから、実際これでですね、これは資料 8 の 3 でしょうか、共済掛金引上げ措置で、積立金の水準、法定水準の 2 倍以上とか 1 から 2 倍ないしは水準未満ということで、先ほど来その引下げ幅の 2 分の 1、3 分の 1、カットは行わない、またこれに伴って、その組合数これくらいだというようなデータも出している。で、現状こうなんですけども過去 20 年間のその被害率は、でこぼこなんです。これは確かにこのとおりなんですけど、例えば、3 年連続大きな被害、まあ、ほとんど考えなくて良いかと私自身も確かに思います。だけど今回の東日本震災みたいに、他のものもいろいろ組み合わせって 3 年連続という、ほんとに大きな被害があったときに、この積立金の水準と引下げ幅、こういう組み合わせで本当に良いんだろうかどうかと、これはもうちょっと説得性のある資料を提示して欲しいなと思います。具体的には、例えば、モデルケースみたいので、そういうあまり考えられそうもないような、そういう異常災害が続いたと、それでもこれで何とかやれるというようなことをですね、ないしは、いや場合によっては 2 倍くらいはあるのだけど、もう 3 年ないしは 4 年続くと厳しい組合もやっぱり出るという。そのへんをもう少し、それぞれの組合にある程度裁量の自由度を持たせるような措置ということがあってもいいのかなというようなことで、今この場でそういう資料が出れば良いんですが、なければ是非そういうようなもう少し説得性というか納得できるようなモデルケースみたいなものを出していただければと思います。

○木村保険数理室長

法定水準というのは3倍から6倍ということで、その被害が起きたときに最低3年分と最高6年分の間に決まるようになってございます。今委員がおっしゃったとおり、その頻発する被害の危険があるときには少し多めに持たせることになりますし、それほど連続するような被害のないようなときには、それほど持たなくてもいいということで、そのへんから最低手持ちを3年分持っていればいいというところから、6年分持っているというところが法律で決まっていると。今回カットしようと思っているのは、その更に2倍以上と、だから、若干不安があるので6年分持っていると法律で決まっているところは12年分、3年分ぐらい持っていれば大丈夫というような法定水準になっているところはその2倍の6年分と、それがカットの基準であって、それより少ないところを半分切ってしまうと危険が出てくる可能性もあるということで、若干引下げ幅を抑えていると、あとはぎりぎりのところなんかで、そういうことがあるかどうかということがございますので、そこは逆に言うと一つ一つの組合を検証して行って、これは掛金を一つ一つの組合ごとに出していきますので、それを厳密にやっていきながら、おっしゃったように3年連続で被害が来たっていうそれはオールジャパンであったかどうかというのではなく、むしろ組合ごとにそういう事態が起きていたのかどうかとか、そういったところをこれからも十分検証しながら、必ずその3分の1、2分の1で確定かというところとそういう意味ではなく、これは一つの案でございますので、この先、いろいろご意見を伺いながら、最後の詰めをやっていかないといけないのだと思っております。基本的に普通のケースで言いますと、概ね大丈夫なはずだということがわかりますけれども、組合によっては、過去被害が連発した経験を持っているところと、逆に言うと、過去被害が連発したので、もう既に赤字だと、もうほとんどお金がない組合とかそういうのもあると思いますので、例えば1倍以下といっても、法定水準近いところまで持っているところと、ほとんど赤字寸前のところと差があると思いますので、そういったところも一律に扱って良いのかどうか、こういったところがまだ問題として残っていると思っています。それについてはまた御意見をいろいろ伺いながら、第2回目の審議会の場で御審議いただけるかと考えております。

○三村部会長

はい、ありがとうございます。今の御意見について事務局で、もうちょっと詳しい資料を整理するということでお願いします。

○三村部会長

はい、三森委員。

○三森委員

私も先ほどのお話についてなんですが、積立金に関しての質問なんですけれども、これをもう一回整理をさせていただくと、法定水準の2倍超というのが215組合あるので、そういう考え方をしましょう。法定水準以下のものも6組合ありますということで伺うんですが、これは水稻のみですよ。園芸施設の数字は全く出てきていないので、こちらがどのようになっているのかというのが一点。

園芸施設は国が天井まで見ていただけないとなれば、こんなに法定水準の2倍

超ということは私は考えられないと思うんですけれども、その点の数字も次回には出していただきたいと思います。

○木村保険数理室長

資料はまだ完全に整理が出来ておりませんでしたので申し訳ございませんでしたが全体版はございます。

園芸は、国も無限に責任を持つんですがお互いに無限に持っていて全体の無限の中の一部を団体が持っていると。水稻とか麦の場合は一定を超えたら、あとは国が全部持つと。ですから共済団体は有限責任になっていると。園芸の場合にはお互いに無限責任と、ですから目一杯、共済金額というのは補償の最大限度ですけれども、極端なことを言うと地域にあるハウスが全滅しましたと。すると膨大な費用が掛かるわけですが、例えばお米の場合ですと地域のお米が全滅しましたといった場合 q^2 という数字なんですね、そこから上の被害はすべて国が払います、ということなんですが、園芸の場合は、被害の場合の一定の割合をまずは団体に出していただくと。縦で切っているところがあるということなんですね。言ってみれば、割り勘みたいなのを持っていて、団体に1割か2割払えよと、残りは国と連合会で持つからと。お互いに無限の責任を持っているのが園芸。国だけが無限の責任を持っているのが農作物という違いを持っているということでございます。ですから、一部でも無限の責任を持っているので園芸というのはそんなにお金が貯まっていけない。被害が出ると自分たちも懐から出していくということになりますので、それほど貯まっていけないということになりますけど。そこで園芸についても、農作物の法定水準に代わる水準、同じような考え方で支払能力というのを計算しながらやっていけないといけませんので、その整理に時間が掛かっていて、今回まだそこまでは計算できてなかったのが資料としてお出ししていなかったところでございます。整理したら資料として提示させていただきたいと思います。

○三村部会長

はい、それでは山崎委員どうぞ。

○山崎委員

福井県は日本で一番の大麦の産地です。平成21年と23年、大麦の収穫が良くないです。その原因は、冬が長くて雪の日が多かった。根腐れで生育不良になって、分けつが悪く穂が大きくなりません。そのため被害率が高く、ここ3年間大麦が良くないです。逆にお米が安定しているから、共済の方はお米の剰余から出していくみたいなことをおっしゃっていましたが大麦が赤字になれば、他のところで補てんしなければならないので大変だということがあると同時に、国と共済組合や連合会と、農家の方が40億ずつ掛金が減って、国の支出も少なくなるというのはわかるのですが、掛金の利息と国からの支援金とで共済団体の運営がなされているじゃないですか。もし国が支援金を出さなくて、40億の収入が減って、農家の方も40億減って掛金が少なくなるというのは良いことかもしれませんが、例えば福井の場合、お米だと一反に150円、10ヘクタールで1万5千円、20ヘクタールで3万円。農家にとって大した金額ではないように思われ

ます。それを半分にすることによって、共済組合の運営資金が無くなっていったときに、共済はただ農家からお金を預かって、被害があったときに支払う働きだけをするものなのか、国と一緒に被害額を補填して農家が生活できて国民の食料を維持できるように支えるというのが共済なのか、それとも国の食料を維持するための農業の全体的なリスクマネジメントの役割をするのか、ということを考えたときに農家の掛金を減らして、国の出費も減らして、共済組合という団体が福井県では合併してひとつですが、それがただお金の計算だけが仕事であるというようなものであっていいのかどうか。共済の職員の人たちは災害があったときに、農家を回り、収穫できるように田畑を回ったり、人と人を繋いだり集落どうしの輪を維持したり、その地域での大きな役割を持っていて、そういう活動をするためには運営資金がないと動いてはいかない。そのことを考えたときに、簡単に削ってもいいのかどうかということがあります。あともう一つ、たぶん日本の現在の問題として、共済のやっていることの大切さというのが、福井だったら県民の人たち、国だったら国民の人たちにこういう補償があることによって、みんなの食べ物、農産物が保障されているということがきちんと理解してもらえるまで、これらの役割をこれからもやっていかないとその大切さが伝わらないし職員の人たちにも働く意味や意欲がわからない。T P Pがどうなるかわかりませんが、人や物が際限なく外国から入ってきたり、いろいろな問題が起きたときに、地方の環境の問題であったり、農業の在り方であったり、食料であったり、それらを守っていく一翼を、天変地異と同様に、共済はそういうことを含めて維持していく役割を持っているのではないかと。そのことを踏まえ、わきまえた上で、お金をどうするのかということを考えてなければならないと思うのですがいかがでしょうか。

○木村保険数理室長

先ほど40億と申しましたけれども、これは掛金全体の話ですので、掛金全体で40億くらいとっております。で、国はその半分で20億、農家20億ですけれども、まず支払いのための財源が団体に約2千億ぐらいございます。掛金をいくらか取りながら、一定の災害を超えると国が全額支払うという責任になっていきますので、ある程度まで払った、このある程度まで払ったとは、先ほどからいっているq1の水準をどこまでもっていくかと、そうすると今q1と置いていところの水準で、組合はどこまで払わなければいけないのか、要するに最も大きな被害のところですね、ものすごい大きな被害が出たときに、それぞれの団体が、ここまでは自分達でお支払いをいたしましょうと、で、それを超えたら国に、国が残り全額払いましょうというところがあるのですけれども、その金額からいうと、おそらく掛金をもらわなくても何年分ももつお金を持っているということで、その2千億くらいのうちの40億ぐらいを今回ちょっと削減しようということで、支払いに、まずオールジャパンで見た限りは影響がないというか、逆に言うところ、それだけのお金があるのに何故農家や国民からまだ取り続けるのかということを考える必要があります。大きく減らすと確かに心配がでけますので、さほど一度に大きく減らすというわけにはいかないだろうと思っております。大きく減少して、足らない組合は日本中探せば必ずあると思っておりますので、全国

一律無条件にやりますと、委員がおっしゃったようにいろんな活動に支障が出る
ところがないとはいえないので、そこはそれぞれの支払い能力とか、そう
いうのを見ながら削減幅を考えましょう、ということにしておりますけれども、
トータルで見ると、2千に対して40ということですので、2パーセント分とい
うことになりますか、それくらいの部分の削減を今回考えてはどうか、というこ
とでございます。また、事務費の方は別途定額で団体の活動費ということで、組
合に交付しています。

○青木監理官

一つあるのは、今回の掛金が共済金の支払いのための財源でありまして、片や
その損害評価、引受けをし、損害評価をしたりする者の団体の基本的な収入は、
先ほどお話ししました事務費負担金という形で助成をしている分と、それからこ
の掛金とは別にですね農家から賦課金ということではいただいている分、ま、若干
そのいろいろな運用益みたいなものがございますけれども、基本的にはこの2つで
ございまして、こちらの方はそういうことで必要な事務に対していただくという
ことで、運営の方は行われるというように、今回は掛金の方で、支払財源として
どれくらい用意しておく必要があるかということと考えていただければと思います。

なお、蛇足ですけども、事務費負担金につきましても、今いろいろ合理化をで
すねお願いをして、やはり国の財政なども含めまして、合理化をお願いしている
ということではございます。事務の効率化等も含めてお願いしているということは
一方でございますけれども、事務のため必要な財源は、今回掛金というよりは、
国の事務費負担金と、農家からいただく賦課金を基本的な財源にして運営をして
いるとご理解いただければと思います。

○三村部会長

はい、ありがとうございます。先ほど、伊藤委員、三森委員それから山崎委
員から、やはり色々ご心配の質問がございましたので、もう少し事務局でわか
りやすい説明をということで整理していただくようにしたいと思います。

時間がそろそろ押してきておりますが、これでそろそろよろしゅうございま
すでしょうか。まだ、もし御質問ございましたら、事務局にお寄せいただきた
いと思います。

今年度、部会のスケジュールというのが、一番最初に説明ございましたが、保
険課長から説明ありましたとおり、まだ諮問されていない家畜共済の薬価の算定
方法につきまして、来年の1月諮問が行われ、そして小委員会の審議を経たあ
とに、この部会の場で審議されることが予定されております。

この家畜共済の薬価の算定方法ということについて、何かこの点については留
意しておくべきだとか、この点については検討・協議して欲しいとかいうよう
なことがございますでしょうか。

和田委員、何か御専門の立場からありませんか。

○和田委員

昨今のこういう状況からしますと、まめにこういう関係のところは対応してい

かなければいけない、と思います。

それから、もう一点は、実際に製薬メーカーといいますか、動物薬を作っているメーカーというのが、人体薬と違いまして、ほとんどが中小企業である。そういうようなことと、もう一つは少量、変種という、生産という状況におかれている。そういうようなことがありますので、その辺りのところをよく鑑みて、薬価の算定というところで行っていただければというように考えます。

○三村部会長

それではその点につきましては、小委員会でご検討いただきたいと思います。それでは、本日の審議はここまでとしたいと思います。

次回、本日の議論を踏まえまして、事務局に改めて資料を整理していただき、当部会の最終的な結論を出していきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本日の予定事項すべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

○木村保険数理室長

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

まだ資料も不備なところございますので、これから事務局で資料整備いたします。また、今日の御質問のいくつかは、こちらから御連絡させていただきながら、来年1月下旬、遅くても2月の初旬までには、第2回目を開きたいと思いますので、それまでにいろいろ御相談をさせていただきながら、2月の初旬までには答申をいただきたいと思いますと考えております。

今日は、どうもいろいろ貴重な御意見ありがとうございました。

16時35分 閉会